○環境省告示第九十四号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成十八年十二月環境省告示第百四十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十五年十月二十一日　　環境大臣　石原　伸晃

表中「2',6'―ジブロモ―2―メチル―4'―トリフルオロメトキシ―4―トリフルオロメチル―1,3―チアゾール―5―カルボキサニリド」を「2',6'―ジブロモ―2―メチル―4'―トリフルオロメトキシ―4―トリフルオロメチル―1,3―チアゾール―5―カルボキサニリド」に改める。

表プロピル＝（1RS,2SR）―（3―オキソ―2―ペンチルシクロペンチル）アセタートを10±2％含むプロピル＝（1RS,2RS）―（3―オキソ―2―ペンチルシクロペンチル）アセタート（別名プロヒドロジャスモン）の項の次に次のように加える。

2―クロロ―2',6'―ジエチル―N―メトキシメチルアセトアニリド（別名アラクロール）	4.7μg／l
4―クロロベンジル＝（EZ）―N―（2,4―ジクロロフェニル）―2―（1H―1,2,4―トリアゾール―1―イル）チオアセトイミダート（別名イミベンコナゾール）	18μg／l
エチル＝3―フェニルカルバモイルオキシカルバニラート（別名デスメディファム）	34μg／l
3'―イソブチル―N―イソブチリル―1,3,5―トリメチル―4'―[2,2,2―トリフルオロ―1―メトキシ―1―（トリフルオロメチル）エチル]ピラゾール―4―カルボキサニリド（別名ピフルブミド）	16μg／l
4'―フルオロ―N―イソプロピル―2―[5―（トリフルオロメチル）―1,3,4―チアジアゾール―2―イルオキシ]アセトアニリド（別名フルフェナセット）	130μg／l
N―シアノメチル―4―（トリフルオロメチル）ニコチンアミド（別名フロニカミド）	9,800μg／l
（RS）―S―sec―ブチル＝O―エチル＝2―オキソ―1,3―チアゾリジン―3―イルホスホノチオアート（別名ホスチアゼート）	23μg／l
エチレンビス（ジチオカルバミン酸）マンガン（別名マンネブ）	18μg／l
S―メチル＝（EZ）―N―（メチルカルバモイルオキシ）チオアセトイミダート（別名メソミル）	1.5μg／l
3―シクロヘキシル―1,5,6,7―テトラヒドロシクロペンタピリミジン―2,4（3H）―ジオン（別名レナシル）	15μg／l

○環境省告示第九十五号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第四号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成二十年七月環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十五年十月二十一日　　環境大臣　石原　伸晃

表2―クロロ―N―（4'―クロロ―2―ピフェニル―2―イル）ニコチンアミド（別名ボスカリド）の項の次に次のように加える。

5―エチル―6―オクチル［1,2,4］トリアゾロ［1,5―a］ピリミジン―7―アミン（別名アメトクトラジン）	7.1㎎／l
3―クロロ―4―［（2RS,4RS;2RS,4SR）―4―メチル―2―（1H―1,2,4―トリアゾール―1―イルメチル）―1,3―ジオキソラン―2―イル］フェニル＝4―クロロフェニル＝エーテル（別名ジフェノコナゾール）	0.025㎎／l
2',6'―ジブロモ―2―メチル―4'―トリフルオロメトキシ―4―トリフルオロメチル―1,3―チアゾール―5―カルボキサニリド（別名チフルザミド）	0.037㎎／l
α,α,α―トリフルオロ―2,6―ジニトロ―N,N―ジプロピル―p―トルイジン（別名トリフルラリン）	0.063㎎／l
（5―クロロ―2―メトキシ―4―メチル―3―ピリジル）（4,5,6―トリメトキシ―o―トリル）メタノン（別名ピリオフェノン）	0.24㎎／l
2'―［（RS）―1,3―ジメチルブチル］―5―フルオロ―1,3―ジメチルピラゾール―4―カルボキサニリド（別名ペンフルフェン）	0.053㎎／l

○防衛省告示第百九十九号

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第八十七条の規定に基づき、漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ次のように定める。

平成二十五年十月二十一日　　防衛大臣　小野寺五典

区域の名称	漁船の操業を制限し、又は禁止した損失補償を行う期間	損失補償申請書を提出すべき時期
六ヶ所対空射場水域（青森県上北郡六ヶ所村地先）（平成二十五年防衛省告示第百十七号）	平成二十五年七月一日から同年十一月五日まで	平成二十五年十一月六日から平成二十六年二月五日まで
東京都新島南方海面誘導飛しょう体試射水域（東京都新島村地先）（平成二十五年防衛省告示第百七十二号）	平成二十五年十一月二十九日から同年十二月十三日まで	平成二十五年十二月十四日から平成二十六年二月十三日まで

○関東地方整備局告示第四百三十三号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、平成二十五年十月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき告示する。

平成二十五年十月二十一日　　関東地方整備局長　深澤　淳志

認定更新番号表

（平成25年10月１日）

製造業者名 代表者名 浄化槽名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
㈱西原ネオ 取締役社長　久木原　徹 ネオ浄化そう　MCB－Ⅰd型	3－09－H－003	3－13K－H－004
ネオ浄化そう MCB－Ⅱ70d型	3－09－H－004	3－13K－H－005
〃　〃　－Ⅱ80d型	〃　－1	〃　－1